

身元引受人承認書

大牟田市営住宅入居に関する身元引受人の資格及び責任について

【 適用法令等 】

一、 大牟田市営住宅条例第 12 条第 1 項

市長が適当と認める身元引受人と連署する市営住宅賃貸借誓約書を提出すること。

二、 大牟田市営住宅施行規則第 7 条第 1 項及び第 2 項

第1項 入居者の提出する市営住宅賃貸借誓約書には、入居者及び身元引受人の印鑑証明書を添付しなければならない。

第2項 身元引受人は、緊急時の入居者への連絡調整及び入居者が死亡し、又は入居者に行方不明等の事故があるときの市営住宅の明渡しに必要な行為を行うものとする。

1. 身元引受人は、緊急連絡先としての役割を含み、賃貸借誓約が終了した場合、退去に関する手続き等を引き受けていただくこと。

下記の者の市営住宅入居にあたって身元引受人になりますので、市営住宅賃貸借誓約書に連署のうえ提出します。

大牟田市長 殿

令和 年 月 日

(実 印)

入 居 者 大牟田市営 住宅 棟 号

氏名



身元引受人 住所

氏名

電話番号

(実 印)

